平成３０年（フ）第６号
三重県名張市赤目町一ノ井298番地２
債務者　山中　悠也
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後１時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成３０年（フ）第７号
三重県名張市瀬古口626番地５　エムテック名張　２番館４Ａ号
債務者　森喜　絵理
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後１時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２９年（フ）第２４４号
三重県四日市市本町２番16号　服部第二ビル553号
債務者　不破　洋子
1　決定年月日時　平成30年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成３０年（フ）第５号
三重県桑名市大字和泉338番地１　フィレンツェ桑名Ｂ棟203号
債務者　髙山勝広こと　禹　勝広
1　決定年月日時　平成30年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成３０年（フ）第８号
三重県四日市市桜花台２丁目５番13、住民票上の住所三重県四日市市笹川２丁目118番地２
債務者　足立　高明
1　決定年月日時　平成30年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成３０年（フ）第２１号
三重県四日市市智積町3538番地18
債務者　永松とみよ
1　決定年月日時　平成30年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成３０年（フ）第１４号
滋賀県犬上郡豊郷町大字三ツ池30番地11
債務者　吉川　智博
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第１２９９号
京都市伏見区石田大受町３番地１　ヴィエントだいご　307号
債務者　吉野　正満
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１２３号
京都市伏見区下鳥羽西柳長町197番地
債務者　読売センター高知長浜こと　中村　治
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１２６号
京都市伏見区深草大亀谷大山町21番地１　コーポラス松井201号室
債務者　松山　英俊
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１６４号
京都府向日市鶏冠井町北井戸30番地の５
債務者　石川堅二郎
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第４０号
兵庫県尼崎市水堂町２丁目13番３号　グレイス立花201号
債務者　西川　隆志（旧姓河村）
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第５１号
兵庫県尼崎市開明町１丁目64番地の８
債務者　井上　裕子
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第２３号
鳥取県鳥取市吉成106番地４
債務者　山根　美香
1　決定年月日時　平成30年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第５号
広島県三原市西宮２丁目５番３号
債務者　西山　裕己
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成３０年（フ）第７号
広島県尾道市神田町６番３号
債務者　秋元　由紀
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成３０年（フ）第４号
愛媛県松山市南町２丁目７－11　井関ビル503号、住民票上の住所愛媛県松山市南持田町46番地　持田ハイツ203号
債務者　西野　吉剛
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
松山地方裁判所民事部